

四條畷市立田原小学校PTA規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、四條畷市立田原小学校PTAとよびます。

(事務所)

第 2 条 この会の事務所は、四條畷市立田原小学校内におきます。

(目 的)

第 3 条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とします。

(活 動)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行います。

- (1) 会員の親睦と教養を高めるための諸活動
- (2) 学校の教育向上をはかるための諸活動
- (3) 児童の校外における生活指導に関する諸活動
- (4) 地域における教育環境の整備をはかるための諸活動
- (5) その他目的達成に必要な活動

(方 針)

第 5 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、活動にあたっては次の方針に従います。

- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力します。
- (2) 特定の政党や宗教を支持しません。又、営利を目的とする行為も行いません。
- (3) 会の運営は、あくまでも自主的なものであって、他のいかなる団体及び機関の干渉も受けません。
- (4) 教育の諸問題について、学校や教育委員会に意見を述べますが、学校の管理運営に直接干渉しません。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 6 条 この会の会員は、四條畷市立田原小学校に在籍する児童の父母又は保護者及び本校に勤務する教職員とします。

- 1 会員は、すべて平等の権利と義務を持ちます。
- 2 会員は、会計帳簿を閲覧し、役員に立候補することができます。
- 3 会員は、会費を納めます。
- 4 本会へは自由意志で入会し、また退会できる。
- 5 本会への入会と退会については規則細則に定める。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 7 条 この会の役員は、次のとおりとします。

会 長 1 名 保護者
副 会 長 2 名 保護者（男性1名、女性1名）
書 記 2 名 保護者・教員
会 計 1 名 保護者
会計補助 1 名 教員

（女性副会長について、市PTA協議会等で委員長などを兼務する場合において2名擁立する場合もある。）

- 2 役員は、他の役員を兼ねることはできません。ただし、役員に欠員が生じた場合は、第10条第2号に該当する場合を除き、新たな役員が就任するまでの間、欠員となった役員の職を他の役員が兼ねることができるものとします。

（役員の任期）

第8条 役員は、4月1日から就任し、任期は一年とします。ただし、再任は妨げません。

- 2 任期の途中で新たに就任した役員の任期は、前任者の残任期間とします。

（役員の選出）

第9条 役員の選出は、立候補者の中から会員の投票により行います。ただし、立候補者がいない場合は、役員候補者推薦委員会の推薦により行います。

- 2 役員に欠員が生じた場合の役員の選出は、役員候補者推薦委員会の推薦により速やかに行います。
3 す。

役員の選出方法及び役員候補者推薦委員会については、細則で定めます。

（役員の任務）

第10条 役員の任務は、次のとおりとします。

- （1）会長はこの会を代表し、総会及び実行委員会を招集するとともに、常任委員会の委員を委嘱します。
（2）副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめ、会長に事故あるときはその職務を代行します。
（3）書記は、総会及び実行委員会の議事と会の活動を記録し、文書等を保管するとともに、会の庶務をおこないます。
（4）会計は、この会の会計事務を処理し、総会において会計監査を経て決算報告をします。

第4章 会計監査委員

（会計監査委員）

第11条 この会の会計を監査するために、2名の会計監査委員をおきます。

- 2 会計監査委員は、決算のほか必要に応じて随時会計を監査し、総会に報告します。
3 会計監査委員は、4月1日から就任し、任期は1年とします。
4 会計監査委員の選出は、役員に準じます。

第5章 総 会

（総 会）

第12条 総会は、この会の最高の議決機関で、全会員で構成します。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とします。
3 定期総会は、毎年2回開催し、臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、又は、全会員の

5分の1以上から要求があったときに開催します。

4 総会は、会員の3分の1（委任状を含む）以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で議決します。

5 総会の議長は、出席会員の中から選びます。

6 総会は、次のことを審議し、議決します。

（1）活動計画及び活動報告の検討と承認

（2）予算及び決算の審議と承認

（3）規約の改正

（4）役員及び会計監査委員の選出

（5）その他重要事項の審議

第 6 章 委 員 会

（常任委員会）

第13条 この会に次の常任委員会をおきます。

（1）学級委員会（必要に応じて部を設け、業務を分担します。）

（2）生活補導委員会

（3）人権啓発委員会

（常任委員会の委員の選出）

第14条 各常任委員会の委員の選出方法は、細則で定めます。

2 学級委員会は、委員の互選により各部長1名及び副部長1名を選出します。（部の人数により、各部長1名及び副部長2名選出できるものとします。）生活補導委員会、人権啓発委員会は、委員の互選により委員長1名及び副委員長2名を選出します。

（常任委員会の任務）

第15条 各常任委員会の任務は、次のとおりです。

（1）学級委員会

ア 学校の教育環境の整備につとめます。

イ 会員の親睦をはかり、教養を高めるための活動をします。

ウ 会員に対する広報活動を行います。

エ 児童の体育、保健衛生について学校に協力するとともに、会員の体育活動を行います。

オ 学校給食について学習し、改善をはかるための活動をします。

（2）生活補導委員会

ア 児童の校外生活の指導につとめます。

イ 地域における児童の安全を確保するための活動をします。

（3）人権啓発委員会

会員の人権意識を啓発し、その向上をはかるための活動をします。

（実行委員会）

第16条 実行委員会は、役員、各委員会の委員長、副委員長、部長、副部長、校長、教頭及び学校書記で構成します。

(実行委員会の任務)

第17条 実行委員会の任務は次のとおりとします。

- (1) P T A全般の問題及び活動について協議し、実行します。
- (2) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討します。
- (3) 総会に提出する議案を協議します。
- (4) 必要に応じて特別委員会を設けます。
- (5) その他急を要する重要事項について審議し、処理します。ただし、その内容は速やかに会員に報告するものとします。

第 7 章 会 計

(会 計)

第18条 この会の運営及び活動に必要な費用は、会費でまかないます。

(会 費)

第19条 会費は、会員一世帯につき月額300円とします。

(会計年度)

第20条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

第 8 章 細 則

(細 則)

第21条 この規約の細則は、役員会若しくは実行委員会で定めます。

- 2 細則を制定又は改廃したときは、会員に報告するものとします。

第 9 章 改 正

(改 正)

第22条 この規約は、総会において出席者（委任状共）の3分の2以上の賛成により改正することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成2年4月1日から施行します。
- 2 この規約は、平成26年4月1日から施行します。
- 3 この規約は、平成28年4月1日から施行します。
- 4 この規約は、平成31年（2019年）4月1日から施行します。
- 5 この規約は、令和5年（2023年）3月4日から施行します。
- 6 この規約は、令和6年（2024年）4月1日から施行します。